

報告第 23 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 7 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円)		増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額		①議決工期	②変更後工期	
45	R3. 3. 23 令和3年 第1回足立区 議会定例会で 承認45号	花畑川環境整備その1工事 [株式会社東京三田組]	① 501,050,000			①		
	(処分日) R3. 7. 13 (契約変更日) R3. 7. 13		② 505,582,000 ③ 4,532,000		0.90%	②		公共工事設計労務単価(新労務単価)に係る特例措置の実施による契約金額の変更が生じたため。